

意見招請期間:平成27年8月18日～平成27年9月8日

独立行政法人造幣局

No.	頁番号	仕様書項番	項目	意見	造幣局回答
1	7	第3章 機器仕様	(2)PC(ノート型)(周辺機器を含む)	「質量1.0kg以下」という部分から、持出し用PCを想定致します。外出先で駆動するバッテリー駆動時間は4時間以上を推奨致します。バッテリー駆動時間についての記載をすべきと考えます。	ご意見のとおり、持出し用PCではありますが、バッテリーについては、出張先の屋内や宿泊先等電源を確保できる状態で利用するケースが多いため、バッテリー駆動時間を記載する必要はないと考えます。
2	7	第3章 機器仕様	(2)PC(ノート型)(周辺機器を含む)	13.3インチワイド型以上のディスプレイでバッテリー駆動時間4時間以上を満たそうとすれば、質量は1.4kg以下が望ましいです。「質量1.4kg以下」に変更することをご提案致します。	質量の数値を変更いたします。 現有機が1.3kgであり、持ち運びの利便性を考慮した上で、競争性を高めるため「1.3kg以下」といたします。
3	7	第3章 機器仕様	(2)PC(ノート型)(周辺機器を含む)	仕様書を拝見させて頂く限り、1社指定の仕様になっている様に思われる為、公正性の観点から、詳細スペックの「質量 1.0kg以下」との記載を、「質量2.0kg以下」とお認め頂けませんでしょうか。	質量の数値を変更いたします。 現有機が1.3kgであり、持ち運びの利便性を考慮した上で、競争性を高めるため「1.3kg以下」といたします。
4	7	第3章 機器仕様	(3)セキュリティ機器(認証装置) ①指ハイブリッド認証装置	自分の指紋を会社に保存されることに抵抗を感じる人が多いと考えられます。静脈認証のみの装置をご提案致します。	現在、指紋認証を使用していますが、特段の問題もなく運用しております。 ご提案の認証装置が、仕様書に記載するものと同等以上であれば、導入を妨げるものではありません。
5	7	第3章 機器仕様	(3)セキュリティ機器(認証装置) ①指ハイブリッド認証装置	手のひら静脈認証は指静脈と比べ、認識率が高いとされています。なりすまし防止の観点から、指静脈認証よりも、手のひら静脈認証をご提案致します。	ご提案の認証装置が、仕様書に記載するものと同等以上であれば、導入を妨げるものではありません。
6	7	第3章 機器仕様	(3)セキュリティ機器(認証装置) ①指ハイブリッド認証装置	静脈認証装置は、キーボードやマウスに内蔵のものもあります。省スペースのため、キーボードもしくはマウス内蔵型認証装置を導入をご提案致します。また、ノートパソコンに関しては、パソコン本体内蔵型のモデルもあります。	ご提案の製品の導入を妨げるものではありません。
7	8	第3章 機器仕様	(3)セキュリティ機器(認証装置) ②ICカード認証装置	ノートパソコンに関して、ICカードでの認証装置は内蔵型のものがあります。省スペースのため、ノートパソコン内蔵型のICカード認証装置を導入をご提案致します。	ご提案の製品の導入を妨げるものではありません。
8	8	第3章 機器仕様	(4)セキュリティ機器の仕様	仕様書「上記の(1)(2)記載する新規PCではユーザ認証システムとして・・・(ドメイン認証機能も含む。)を行えるようにすること。」との記載がございますが、このAD環境(ADサーバ)は新規で構築を行うのでしょうか。本仕様書では、詳細な情報も提供頂ければ幸いです。	本調達で構築するユーザ認証システムでは、既存ドメインコントロールサーバを用いることを前提としています。 また、仕様書における詳細な情報提供については、セキュリティ上の問題から提供することはできません。 なお、詳細な情報については、契約締結業者と秘密条項を締結後に提供することといたします。
9	9	第3章 機器仕様	(6)レーザプリンタ	仕様書を拝見させて頂く限り、1社指定の仕様になっている様に思われる為、公平性の観点から詳細スペック「制御コード ESC/Page・ESC/Pスーパー」を「ESC/Page」のみとお認め頂けませんでしょうか。ただ、現行で利用されているシステムには必須の制御コードであると見受けられますため、一度、当社が提案させて頂くレーザプリンタにて検証をさせて頂けませんかでしょうか。	制御コードESC/Pageのみに変更いたします。 また、制御コードESC/Pageが利用できないプリンタを納入する場合の対応については、仕様書に文言を追記いたします。 なお、検証につきましては、セキュリティ上の問題から不可といたします。